



太閤出世物語の出発点・墨俣一夜城



発行：大垣市議会 編集：市議会だより編集委員会 TEL：0584-81-4111

大垣市民の誓い

私たちは 水を生かし
緑を広げ 安全に努め
心を育て 助け合います

<インターネットURL>
<http://www.city.ogaki.lg.jp/sigikai/>

新しい市民の窓口・窓口サービス課



第四回市議会定例会

平成十九年度一般会計補正予算
など三十二議案を審議

○一般会計補正予算	三億四千八百六十万円
○特別会計補正予算	十八億五千三百五十万円
○企業会計補正予算	六億一千十万円
○総額	二十八億一千二百二十万円
◇予算関係	六件
◇請願	一件
◇条例関係	八件
◇意見書	四件
◇決算認定	一件
◇その他	十二件

第四回市議会定例会は、十二月三日から十八日まで開かれました。

定例会では、初日に、市選挙管理委員と補充員の選挙を行い、次いで、人権擁護委員候補者の推薦を先議、また、農業委員会選任委員の推薦をしました。初日に上程された平成十九年度一般会計補正予算など予算関係六議案、部設置条例の一部改正など条例関係八議案、決算認定一議案、請願一議案、その他十二議案の計二十八議案と、最終日に議員提出議案として上程された意見書四議案の合計三十二議案を慎重に審議。請願一件を不採択とし、その他は原案のとおり可決、認定し閉会しました。

第四回市議会定例会日程

十二月三日	本会議 (提案説明)
十日	本会議 (一般質問)
十二日	決算委員会
十三日	市民病院に関する委員会
十四日	建設環境委員会 経済産業委員会 文教厚生委員会 企画総務委員会 議会運営委員会 本会議
十七日	
十八日	

○予算関係
一般会計補正予算

民生費の社会福祉費では、障害者自立支援法の施行に伴う影響の激変緩和措置として、障害者通所施設送迎サービスの補助などに六百八十八万円を計上。また、心身障害者医療扶助費及び重度心身障害老人特別助成金を、医療費の増加に伴い、八千七百八十万円計上。

衛生費の保健衛生費では、県施行の大垣江南線道路改良事業に伴い、路線にかかる墓地の移転整備費として四十万を計上。合併処理浄化槽の設置件数の増加等に伴い、補助金不足分三百万円を計上。

農林水産業費の林業費では、国土保全や水源かん養を図るため、未整備森林緊急整備事業補助金一千万円を計上し、上石津地域の間伐、枝打ちなどの森林整備を促進する。

土木費の土木管理費では、官民境界確定について当事者間で和解を成立させるため、和解金百二十二万円を計上。

教育費の社会教育費では、老朽化による損傷が著しい市重要文化財無何有荘大醒樹の解体保存経費として五百万円を計上。また、県史跡の旗本西高木家陣屋跡の主屋の軒先が崩落したため、修繕費五十万円を計上するとともに、債務負担行為四百万円を設定。

公債費では、公的資金の補償金免除繰上償還が可能となったので、対象となる高金利の借入金について、繰上償還に伴う地方債償還

元金二千二百十万円を計上。

本年度の人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定に準じた職員の給与改定等に伴う人件費九千二百十万円を計上するとともに、随時退職者等の退職手当について七千百万円を計上。

特別会計補正予算

介護保険事業会計では、職員の異動等に伴う人件費千二百十万円を減額。簡易水道事業会計、公共下水道事業会計並びに企業会計の病院事業会計、水道事業会計については、公的資金の補償金免除繰上償還が可能となったので、それぞれ対象となる借り入れについて、繰上償還に伴う地方債償還元金を補正するもの。

○条例関係

◇大垣市部設置条例の一部改正について

市民の窓口サービスの利便性を高めるため、窓口を統合し新たに課を設置することに伴い、改正を行うもの。

◇大垣市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例等の一部改正について

合併時の農業委員会委員の在任特例による任期が平成二十年七月十九日満了に伴い、上石津地域及び墨俣地域を加えた農業委員会委員の定数及び選挙区を新たに定めることについて、改正を行うもの。

◇大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

等に関する法律の改正に伴い、育児休業から復帰した職員の給料の調整について、改正を行うもの。

◇大垣市職員の給与に関する条例等の一部改正について

国家公務員の一般職の給与改定に準じ、改正を行うもの。

◇大垣市手数料徴収条例の一部改正について

住民基本台帳カードを普及し、証明書自動交付機の利用を促進するため、自動交付機利用による各種証明書発行手数料を、二百五十円から二百円に引き下げる等の改正を行うもの。

◇大垣市留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について

留守家庭児童教室に入室できる対象を小学校三年生までから小学校四年生までの児童に引き上げる等、改正を行うもの。

◇大垣市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鉄道事業者の変更に伴い、自転車等駐車場の名称の改正を行うもの。

◇大垣市都市計画法施行条例の廃止について

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」の制定に伴い、都市計画法の一部が改正されたため、廃止するもの。

○決算認定

◇平成十八年度一般会計及び特別会計決算を認定
(四面のグラフをらんぐださい。)

一般質問

十二月十日に一般質問を行いました。

自動交付機の活用と電子自治体の推進について

質問…住民基本台帳カードの空き領域を利用し、市民病院の診察券や図書館カード、銀行のキャッシュカードなどと統合し、使い勝手の良い、便利な住基カードの作成、普及を要望する。また、本市の電子自治体としての未来像と認識について聞きたい。

答弁…住民基本台帳カードは、平成十五年八月二十五日から、希望する方に対して交付するとともに、独自サービスとして、自動交付機による証明書発行サービスを開始した。

住基カードの啓発については、広報おさがき、自治会の班回覧、窓口でのPR等でお知らせをしている。また、平成十八年度からは六十歳の誕生日を迎えた希望者に住基カードを無料交付している。

平成二十年一月から、「窓口サービス課」の設置に合わせて、自動交付機の利用を促進し、証明窓口の混雑緩和等、市民サービスの向上、及び住基カードの

普及を図るため、自動交付機を利用した場合の交付手数料を一通二百五十円から二百円に引き下げる条例改正案を提案した。

本市の住基カードの多目的利用は、現在、自動交付機の利用、印鑑登録証としての機能、図書館の資料の貸し出しを受けるサービスに利用いただいているが、新たに戸籍の謄抄本を自動交付機により発行することについても検討している。

今後、一層の付加価値を高めていくために、本市にふさわしい多目的利用を検討していく。

電子自治体の推進については、国ではIT新改革戦略の中で、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目標として掲げ、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を二〇一〇年までに五十%以上とすることを定めている。

本市では、平成十九年三月に策定した第二次大垣市IT戦略計画において、ワンストップ行政サービスを一層推進することとしている。今後も、インターネットの活用により、家庭や企業と市役所がつながり、時

間や場所を気にせず、いつでもどこからでも行政サービスが受けられる市役所を目指している。

情報通信技術を活用し、情報の漏洩や、不正アクセスを防ぐ安全・安心の情報通信システムのもとで、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現する電子自治体の構築を推進していく。



自動交付機

小規模事業者登録制度について

質問…大垣市は五十万円以下の小規模工事の発注や物品購入は随意契約で行われている。多くの自治体では地元の中小業者に仕事を発注する小規模事業者登録制度を導入し、本市も導入しているというのだが、その内容と活用状況を明らかにしてほしい。

答弁…小規模事業者登録制度については、小規模事業者の積極的な活用により、事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化が期待できるものと思われる。

市においては、五十万円以下の小規模工事の発注

は、大垣市小工事希望者登録要綱に基づいた制度を導入しており、七十三社の登録がある。今後は、市ホームページへの掲載等により業者登録制度の一層のPRに努めていく。

五十万円以下の物品購入については、このような制度はないが、大垣市物件入札参加者名簿に登録された地元業者、商店等を優先して発注するようにしている。登録制度の導入については、今後の研究課題とする。

障害児の日中一時支援に対する取り組みについて

質問…地域支援事業として国や県の補助を利用し、長期休暇等における障害児の日中一時支援の場を市が提供することを提案する。

活動拠点として、幼保一元化で現在日常的には使用されていない旧綾里幼稚園を活用するなど、まず第一歩の始動をさせたい。

答弁…障害児の日中一時支援事業については、障害児を日常的に介護している家族の休息や就労支援を目的に、現在、柿の木荘のほか、民間の二施設で実施している。

特に、夏休み等長期休暇の同事業の実施については、介護福祉士や看護師等の専門の資格を有する職員の配置や、安心して利用ができる障害者自立支援法等の基準を満たした施設の確保などの課題がある。

旧綾里幼稚園は、幼保一

元化に伴い、現在、綾里小学校の施設として活用されている。広い学習スペースが必要な生活科や、総合的な学習の時間を初め、リズム遊び等を取り入れた音楽科、各学年の学級活動など、多目的に使用している。また、留守家庭児童教室のほか、野球少年団やPTAの活動、老人クラブ事業等にも利用されたり、お年寄りや子どもの交流会等が行われたりするなど、地域でも活用されている。

障害児の日中一時支援事業については、今後の研究課題としていきたい。



柿の木荘

妊婦健診無料化の拡大について

質問…妊婦健診は、医療保険の適用になっていないため、多額の費用が必要となる。

本市では、現在二回の妊婦健診が無料となっているが、せめて五回から七回程度は無料にすべきと考えるがどうか。

答弁…妊婦健診の無料化拡大については、妊娠中の母体と胎児の健康を守るため、また少子化対策の一環

として、現在二回の無料健診を行っているが、今後、回数の拡大に向け検討していきたい。

浅中公園陸上競技場等の施設改修について

質問…九月二日に公認切れとなった浅中公園陸上競技場は、西濃圏域唯一の公認競技場であった。五年間の公認期間中に、なぜ計画的改修ができなかったのか。岐阜国体開催に向けた長良川陸上競技場の改修を考慮し、平成二十一年度末までの改修完了を強く求める。

答弁…浅中公園陸上競技場は、昭和六十二年九月に日本陸連公認の競技場として完成し、西濃地域唯一の競技場として、陸上競技やサッカーなど数多くの大会等に利用いただいている。平成十九年九月に公認期間満了を迎えたが、走路の不陸を改修するには、抜本的な地盤改良等が必要と判断し、公認更新を見送った。

平成十九年度には、地質調査や軟弱地盤対策の調査を実施し、その結果を踏まえ、早期の公認取得に向けた改修工事を計画しており、長良川陸上競技場が改修工事に入るまでは、浅中公園陸上競技場改修が完了できるように計画している。

北公園陸上競技場については、主に練習場として利用いただいている。現在、走路の傷みも激しく、改修が必要な状況となってきたので、浅中公園陸上競

技場を改修した後、整備を計画している。また、指定管理者の公募を二年後に控え、他の施設についても計画的な改修に努める。

浅中公園陸上競技場



学校給食について

質問…学校給食の食材の安全確認の徹底と、地元産の安全で新鮮な食材を使用する地産地消を農業政策の一貫として取り組むことを要望する。

また、食器点数をふやし、食事マナーを指導したり、献立の改善について子ども意見も取り入れ、給食の実施を強く要望する。

答弁…給食食材の安全については、食材納入時に、加工品は成分表や配合表で、加工野菜や果物は業者からの細菌検査表により、確認している。

また、納入業者は、学校給食に実績のある、信用ある業者をお願いし、従業員の腸内細菌検査結果を報告いただいている。食材面では地産地消に努め、できる限り、地元・県内・国内の順での調達を心

がけている。

現在、大垣地域と上石津地域及び墨俣地域では、食器点数の違いからメニューも違い、運用面でも南部・北部センターとも現在主流のドライ方式ではなく、ウェット方式の対応となっている。

食器は、南部・北部センターともステンレスの仕切り皿とお碗の二点のため、日本食のパターンであるご飯に汁物をつけることができないうのが現状であり、今後の建てかえの中で、日本の食文化の大切さも十分考慮していく。

子どもたちが楽しみにし、食に関心を持つ安全な給食提供ができるよう、学校給食に取り組んいく。

南部学校給食センター



政府の地域活性化「元氣再生」事業への取り組みについて

質問：政府が地方再生戦略を発表した。ダイナミックシティ大垣構想の早期実現に向け、積極的な取り組みを願う。

特に、中心部の活性化として、高齢者家族が安心して居住できるよう医療、介護、食品等の店舗等が附帯

する集合住宅の建築や、周辺部からの住みかえを促進する計画の実行を願う。

答弁：平成十九年十一月末に、地域間の格差是正のために省庁が連携して取り組む地方再生戦略が決定され、地域の自主的なプロジェクトの立ち上がり段階を支援する地方の元氣再生事業が盛り込まれている。

今後、国において、地方再生戦略に基づく地方の元氣再生事業の公募が予定されており、制度の詳細が明らかになると思われるので、情報収集に努め、積極的に取り組んでいきたい。

中心市街地の再生は、喫緊の課題となっている。平成十年に策定した大垣市中心市街地活性化基本計画の見直しを進めており、民間事業者による高齢者向けの優良な共同住宅の供給に対する国の補助制度などもある。また、まちなか居住の促進による中心市街地の新たなにぎわいの創出に向け、取り組んでいく。

また、提案の住宅の住みかえの促進については、地域活性化や中心市街地活性化の取り組みとして、青森市など他市において先行的に取り組まれているので、そうした事例を参考にしながら、本市での実現の可能性について研究していきたい。

いずれにしても、地域間競争が激化する今日、今後、本市の秘める潜在力を引き出しながら、「飛躍」、「輝き」、「安全」の三つを柱とする「ダイナミックシ

ティ大垣」の創造に取り組む、活力と魅力あふれるまちづくりに取り組んでいく。



ダイナミックシティ大垣イメージ

臨時・代替教員の充実に

質問：教員の病欠や出産による長期休暇や、新任教員の研修における臨時・代替教員の補充ができていないと聞く。現状と対策はどうか。

答弁：教員が病欠や出産等のため長期に休みをとる際には、休みをとる教員に替わって授業を行う代替教員を学校の要請に応じて配置している。

平成十七年度、十八年度においては、要請のあった学校すべてに配置することができたが、今年度は急病による長期休暇において要請があった市内小学校・中学校で各一名の代替教員について、休暇当初の二週間から四週間の間、配置することができなかった。また、今年度二十二名の新規採用教員が研修出張する際の代替教員についても、中学校で一名配置できてい

ない。

そのため、該当校では先生が本来の授業以外に、代替教員が入っていない学級の授業を手分けして受け持つという状況になっている。

代替教員は、県教育委員会の人材バンク登録者を県の指導により配置しているが、今年度は、登録された代替教員の絶対数が不足したため、このような状況になっている。

今後は、先生がゆとりある環境で授業に専念できるように、人材の確保に向けた具体的な動きをつくっていただくよう、県教育委員会に働きかけていく。

市教育委員会としても、教員退職者に退職後も引き続き代替教員として教壇に立っていただくよう働きかけたり、県事業の団塊世代の退職者を対象とした団塊シニア教員人材バンクを積極的に活用したりすることで、適切な代替教員の配置に努めていく。

授業風景



美しいまちづくり条例の徹底について

質問：国道二十一号の新揖斐川橋、和合インターやコ

ンビニ店周辺のポイ捨てが余りにもひどい。監視カメラを設置し、取り締りを厳しくしては。

また、トラック協会に運転手のマナー向上を要請したり、コンビニ協会等に店の周りの清掃活動への協力を依頼してはどうか。

答弁：大垣市美しいまちづくり条例については、市民一人ひとりが環境美化意識を持つことが大切であり、広報掲載や小・中学生から募集した啓発ポスターを各自治会で掲示するなど、周知徹底している。また、ボランティアによる清掃活動に広がりが見られるが、ごみのポイ捨て等が一部の地域で見受けられる。

今後も、悪質な違反に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、道路法、軽犯罪法など関係法令の罰則の適用について、警察等関係機関との連携を密にして対処したい。

なお、コンビニエンスストア業界や運送業界等への協力依頼については、美しいまちづくり条例啓発の一つの手段として、取り組んでいきたい。

まちかどスナップ

大垣市多目的交流イベントハウス（郭町2丁目）
観光情報の発信とにぎわいの創出、中心市街地活性化の拠点として開館。愛称は「にぎわいプラザ」。



正面から見たにぎわいプラザ



館内展示室で行われたオープン記念「西美濃観光展」
(平成19年10月7日)

◆本会議・委員会の会議録がご覧いただけます◆

本紙に掲載された質問・答弁等の詳しい内容については、図書館、市政情報コーナー、議会事務局などで、会議録をご覧になるか、市議会ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.ogaki.lg.jp/sigikai/>)

障害者自立支援法に関する意見書

平成18年10月から障害者自立支援法が本格的に施行されたが、当初から想定されていたさまざまな問題が生じており、福祉サービスを利用する障害者の方々だけでなく、福祉サービスを提供する施設・職員の方々からも不満の声が聞こえてくる。

福祉サービスを利用した障害者の方においては、本人所得での応能負担ではなく、利用者負担額が原則1割となったことにより負担増となっており、不安を抱きながらの日常生活を強いられている。また、福祉サービスを提供している授産所・作業所などの施設においては、報酬単価が引き下がった上に、月額支払いから日額支払いとなったことにより収入が減少し、今後の経営が大変不安であると訴えられている。

こうした状況を憂い、国や一部の自治体においては、福祉サービスの利用料金の軽減策や、授産所・作業所などの施設に対して報酬費の上積み等が暫定的に措置されているが、将来を見越した根本的な策ではないため、皆さんの不安を取り除くまでには至っていない。

よって、次の項目について、国は早急に実施するよう強く要望する。

1. 障害者の方が安心して福祉サービスを受け、また授産所・作業所などの施設が安定した福祉サービスを提供できるようにするためには財源の確保が必要不可欠であり、国民の皆さんの理解を得た上で、福祉目的税のような特定財源を設け、安定した財源の確保を図ること。

2. 障害者の利用料金の負担については、応益負担から本人の所得に応じた応能負担とすること。

3. 授産所・作業所などの施設への報酬費は、日額支払いか以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

大 垣 市 議 会

議員提出議案・意見書の採択

第四回定例会で可決された意見書は、次のとおりです。

◆障害者自立支援法に関する意見書

◆メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

◆取り調べの可視化の実現を求める意見書

◆原爆症認定制度に関する意見書

これらの意見書は、国会をはじめ、内閣総理大臣及び関係各大臣に送付し、実現を要望しました。

第四回定例会で可決したその他議案等

○その他

◆請負契約の変更について（二件）

◆訴えの提起について

◆境界確定請求事件に関する和解について

◆指定管理者の指定について

◆組合規約の変更に関する協議について（四件）

◆市道路線の認定について

◆市道路線の廃止について

○人事案件、選挙

◆人権擁護委員候補者 日比俊昭氏（再任）の推薦に同意

◆農業委員会選任委員 白井元一氏を推薦

◆市選挙管理委員及び補充員選挙

委員当選人 横田洸氏、石原敏子氏、槌谷恒樹氏、高屋心子氏 補充員当選人 箕浦欣子氏、原えつ子氏、棚橋俱実氏、五十嵐功氏

◆大垣市老人医療費助成制度（垣老）の拡充を求める請願（九月定例会継続審査分）（不採択）

請願の審査結果

原爆症認定制度に関する意見書

昭和20年8月6日に広島、同年8月9日に長崎へ投下された原子爆弾は、一瞬にして都市を破壊し、多くの人々の尊い生命を奪った。投下から62年を経た現在も、全国で25万人以上の被爆者が原子爆弾による放射能被害による後遺症や後障害に苦しめられている。

しかし、国の原爆症認定制度の認定基準は余りにも厳しく、厚生労働省の基準を満たす原爆症認定者は被爆者健康手帳取得者の1%にも満たない約2,200人とどまっている。

こうした中、重い病に苦しむ多くの被爆者により、国を相手に原爆症認定の却下処分取り消しを求める集団訴訟が全国各地で提訴された。大阪を初めとする6地方裁判所は原告の訴えを認め、国に対し認定却下処分の取り消しを命ずる判決を下しているが、国はいずれも控訴している。

被爆者の高齢化が進む中、原爆症患者の救済を最優先とする立場から、政府において、原爆症認定制度を被爆者の実態に即した制度とするため、適切な施策を講ずるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

大 垣 市 議 会

取り調べの可視化の実現を求める意見書

国民から無作為に選ばれた裁判員が、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が平成21年5月までに施行予定である。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そしてそれによって国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では、供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一たび裁判員となった場合には、そうしたことに對する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねない。

裁判員制度導入に当たって、検察庁では現在、東京地検を初め各地の地検で取り調べの可視化を試行している。取り調べの可視化とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には、取り調べの録画・録音テープが証拠となる。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取り組みの一つと言える、もちろん冤罪事件を防ぐことにもつながる。

よって、政府におかれては、平成21年5月の裁判員制度実施までに、取り調べ過程の可視化を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

大 垣 市 議 会

メディカルコントロール体制の充実を求める意見書

外傷や脳卒中、急性心筋こうそく等の救急治療を要する傷病者に対する救急出動件数は、平成18年、523万件余に上る。この救急・救助の主体的役割を担う人材が救急医及び救急救命士等であり、一刻を争う救命処置とともに、高い専門性が求められることから、救急隊が行う応急処置の質の向上を協議するメディカルコントロール（MC）体制の充実、特に医師による直接の指示・助言（オンラインMC）体制の整備が求められている。

しかし、都道府県のもと、各地域に設置されているメディカルコントロール協議会では、救急救命士等が実施する応急手当・救急救命処置や搬送手段の選定等について、①医師の指示・助言、②事後検証、③教育体制の整備等の手順及び活動基準のマニュアル化が十分なされていないことから、早急に住民の目線からのMC体制づくりを推進すべきである。

ことし5月に都道府県MC協議会を統括する全国メディカルコントロール協議会連絡会が発足し、国として各地域の現場の声を集約する環境が整ったことから、MC協議会を充実させるための財政措置の増大を図り、地域のMCにおける課題や先進事例について、しっかりと意見交換をした上で、速やかに情報をフィードバックしていくシステムを構築すべきである。このような対応を進めることにより、救急治療を要する傷病者に対して、救急隊による適切な応急処置と迅速、的確な救急搬送が行われるようMC体制の充実を図るべきである。

以上のことについて国は早急に対応するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月18日

大 垣 市 議 会

